

家内労働「委託状況届」 の提出について

委託者は、毎年4月1日現在の状況について **4月30日までに**、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、委託者の営業所の所在地を管轄する **労働基準監督署** に提出しなければなりません。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(下記の URL から「家内労働法の概要」をご覧くださいませ。)

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-59.htm>

【関係法令】

家内労働法

第二十六条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

家内労働法施行規則

第二十三条 委託者は、法第二条第三項の規定に該当するに至つた場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、四月一日現在における状況について、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。